

# 財産目録

平成31年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手許有高	338,395	
普通預金 みずほ銀行他3行	1,179,377,706	
定期預金 みずほ信託銀行	41,995	
未収金		
消費税還付金	8,997,612	
仮払金		
印紙税予納、労働保険料	3,366,185	
流動資産合計		1,192,121,893
2. 固定資産		
(1)基本財産		
基本財産引当預金		
普通預金 みずほ銀行	7,849,875	
基本財産投資有価証券		
第4回利付国債(30年)他9銘柄	5,625,218,123	
基本財産合計	5,633,067,998	
(2)特定資産		
助成・調査研究業務運営準備預金		
定期預金 新生銀行他1行	552,177,595	
メザニン支援業務貸付金		
赤坂一丁目再開発特定目的会社他5者	44,600,000,000	
民間都市開発事業支援業務引当預金		
定期預金 西日本シティ銀行	5,026,031,170	
メザニン支援業務運営準備預金		
普通預金 みずほ銀行	20,830,020	
定期預金 新生銀行他2行	3,010,043,724	
メザニン支援業務運営準備有価証券		
第329回利付国債(10年)他4銘柄	4,718,010,000	
まち再生出資業務投資有価証券		
かちどきGROWTH TOWN株式会社他36銘柄	14,410,274,993	
まち再生基金預金		
普通預金 三菱UFJ銀行	134,910,048	
定期預金 新生銀行他2行	12,002,636,545	
建設仮勘定		
奈良県奈良市三条大路一丁目680番8	4,001,742,464	
割賦譲渡元金		
イオンモール株式会社他24者	36,112,358,000	
まち再生参加業務円滑化準備預金		
定期預金 新生銀行	131,694,452	
参加業務等債権管理準備預金		
普通預金 みずほ銀行	188,620,000	
定期預金 新生銀行他1行	4,981,665,090	
都市再生ファンド投資有価証券		
都市再生ファンド投資法人投資口	6,800,000,000	
都市再生ファンド子会社株式		
都市再生ファンド運用株式会社	100,000,000	
NTT-A型無利子貸付金		
広島地下街開発株式会社他2者	608,730,000	
まちづくりファンド支援業務出資金		
谷根千まちづくりファンド有限責任事業組合他9者	359,621,897	
土地業務延払譲渡元金		
株式会社うすい本社	2,919,600,000	
土地業務運営準備預金		
普通預金 みずほ銀行	1,200,000,000	
定期預金 新生銀行	2,895,723,343	
退職給付引当預金		
普通預金 みずほ銀行	7,877,500	
定期預金 新生銀行他1行	189,060,000	

科 目	金 額		
役員退職慰労引当預金			
普通預金 みずほ銀行	3,210,114		
定期預金 新生銀行他1行	20,926,086		
貸倒引当金			
長期金銭債権に対するもの	△2,636,728,267		
特定資産合計	142,359,014,774		
(3)その他固定資産			
建物付属設備			
事務所間仕切り他	9,074,897		
什器備品			
スライドキャビネット、会議机、椅子他	7,166,661		
ソフトウェア			
業務管理システム他	6,202,620		
リース資産			
パソコン他	7,627,932		
電話加入権			
東日本電信電話株式会社19回線	76,000		
敷金			
事務所敷金他	260,775,840		
保証金			
宅地建物取引業保証金	9,931,000		
その他固定資産合計	300,854,950		
固定資産合計		148,292,937,722	
資産合計			149,485,059,615
II. 負債の部			
1. 流動負債			
預り金			
源泉所得税、住民税、社会保険料	12,033,685		
未払法人税等			
法人税、法人事業税等の未払金	19,051,000		
賞与引当金			
役員に対するもの	41,086,429		
流動負債合計		72,171,114	
2. 固定負債			
政府借入金			
国土交通省	28,768,504,000		
政府保証借入金			
SMBC信託銀行他1行	5,800,000,000		
政府保証債			
第16回民間都市開発債券他5銘柄	38,800,000,000		
金融機関借入金			
みずほ銀行他24行	10,988,631,000		
割賦譲渡前受金			
建物譲渡代金の前受金	10,336,437		
リース債務			
株式会社JECC他1者	7,627,932		
退職給付引当金			
職員に対するもの	196,937,500		
役員退職慰労引当金			
役員に対するもの	24,136,200		
固定負債合計		84,596,173,069	
負債合計			84,668,344,183
正味財産合計			64,816,715,432

## 財産目録に対する注記

### 1. 作成目的及び作成基準

財産目録は、当期末において当機構が保有するすべての資産とすべての負債について、その科目、種類ごとに一覧にし、当機構の財産の状況を示すものであり、民間都市開発の推進に関する特別措置法第6条第2項に基づき国土交通大臣に提出するために、「公益法人会計基準の改正等について(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合わせ)」及び当機構の会計規程に準拠して作成しております。

## 独立監査人の監査報告書

令和元年6月3日

一般財団法人民間都市開発推進機構

理事長 原田保夫 殿

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 樋澤克彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤陽子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、一般財団法人民間都市開発推進機構の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30事業年度の財産目録（財産目録に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

#### 財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録に対する注記1に記載された会計の基準に準拠して財産目録を作成することであり、また、財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財産目録の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、すべての重要な点において、「公益法人会計基準の改正等

について」(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)及び一般財団法人民間都市開発推進機構の会計規程に準拠して作成されているものと認める。

#### 財産目録作成の基礎

財産目録に対する注記1に記載されているとおり、財産目録は、民間都市開発の推進に関する特別措置法第6条第2項に基づき国土交通大臣へ提出するために、「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)及び一般財団法人民間都市開発推進機構の会計規程に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

一般財団法人民間都市開発推進機構は、上記の財産目録のほかに、平成31年3月31日をもって終了する事業年度について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び一般財団法人民間都市開発推進機構の会計規程に準拠した貸借対照表及び損益計算書(公益認定等ガイドラインⅡ-4の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。)並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、令和元年6月3日に別途、監査報告書を発行している。

#### 利害関係

一般財団法人民間都市開発推進機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上